平成２３年（フ）第１３６６号
千葉県市川市宝１丁目５番７号　レオパレス宝21―201号
債務者　飯田　正敏
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７４号
金沢市香林坊２丁目８番10号
債務者　宅本　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８２号
金沢市黒田１丁目85番地１
債務者　横山　春実
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８０号
長野県松本市大字里山辺245番地　ソフィアこがね302号
債務者　山田　繁雄
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２８４号
長野県木曽郡上松町大字上松1619番地
債務者　日下部今朝男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　長野地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５６号
岐阜市西荘４丁目１番36―302号　中秀第１ビル
債務者　福田　義行
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
岐阜県高山市新宮町1149番地、申立時の住所岐阜県高山市本母町375番地６
債務者　荻野　政美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
兵庫県姫路市広畑区蒲田４丁目1308番地
債務者　浅田　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９２号
鳥取県米子市旗ヶ崎３丁目２番32号
債務者　水野　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９６２号
広島市安佐南区上安５丁目３番９―506号
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３９号
広島市中区舟入町６番22―402号
債務者　井上　弘朗
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６５号
広島市中区舟入南４丁目10番13号
債務者　實藤　小夜
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
山口県下関市東大和町２丁目２番17号、前住所山口県下関市上田中町２丁目24番48号
債務者　金澤秋福こと　金　　秋福
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
山口県下関市東大和町２丁目２番17号、前住所山口県下関市上田中町２丁目24番48号
債務者　金澤由起子こと　鄭　由起子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
山口県下関市一の宮住吉２丁目７番41号
債務者　高石真由美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
山口県下関市山の口町９番７号
債務者　淺野　良子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
徳島県徳島市川内町榎瀬730番地の１
債務者　笹川　康秀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
愛媛県西条市玉津591番地１　玉津団地２区253号、旧住所愛媛県今治市波方町樋口甲1994番地１
債務者　菊川　弘美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　松山地方裁判所西条支部